

岩手県告示第615号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

平成22年7月2日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 処分をした年月日 平成22年6月18日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 株式会社小山組
 - イ 主たる営業所の所在地 久慈市新井田第4地割8番地6
 - ウ 代表者の氏名 小山茂
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-17）第105号
 - (3) 処分の内容 電気工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成22年6月17日付けで電気工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成22年6月17日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 古館工務店
 - イ 主たる営業所の所在地 二戸郡一戸町出ル町字大畑50
 - ウ 代表者の氏名 古館徳志
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-19）第9007号
 - (3) 処分の内容 建築工事業及び大工工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成22年6月15日付けで建築工事業及び大工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 3 (1) 処分をした年月日 平成22年6月18日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 金沢建設有限会社
 - イ 主たる営業所の所在地 九戸郡洋野町種市第39地割8番地43
 - ウ 代表者の氏名 金沢正男
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-19）第9782号
 - (3) 処分の内容 土木一式工事業、とび・土工・コンクリート工事業、石工事業、鉄鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成22年6月17日付けで土木一式工事業、とび・土工・コンクリート工事業、石工事業、鉄鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 4 (1) 処分をした年月日 平成22年6月9日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 鳥谷峰建設株式会社
 - イ 主たる営業所の所在地 九戸郡洋野町種市第23地割27番地69
 - ウ 代表者の氏名 鳥谷峰一人
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（特-21）第5405号
 - (3) 処分の内容 左官工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業に関する

特定建設業の許可の取消し

- (4) 処分の原因となった事実 平成22年6月9日付けで左官工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。